○農林水産省告示第六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年七月二十四日農林水産省告示第千二百九十六号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び遠賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字男山四五の二、四六の二、四六の三、五四の五、五八の二、六〇の五、六〇の六、七七の四、七七の五、七七の一〇、九二、一八八の二、一九一の三から一九一の五まで、七八八、七九一の二、七九二の一、七九四、七九六、七九九の一、七九九の二、八〇一、八〇二、八〇四、八〇四の二、八〇五の二、八〇六から八〇九まで、八一〇の一、八一〇の二、八一一、八一二、八一三の一、八一三の二、八一四から八一九まで、八二一、八二二、八二四から八三〇まで、八三一の一、八三一の二、八三二の一、八三三の二、八三四、八三四の二、八三四の三、八三五の一から八三五の四まで、八三六の一、八三七、八三七の二、八三七の六、八三七の七、八三七の九、八三八の一から八三八の七まで、八三九の一から八三九の五まで、八三九の一三から八三九の二二まで、八四〇、八四〇の二、八四〇の三、八四〇の五から八四〇の七まで、八四〇の九から八四一〇の一三まで、八四一の一、八四一の二、八四一の四から八四一の七まで、八四二の一、八四二の二、八四二の五から八四二の八まで、八四三の一、八四三の二から八四三の二七まで、八四四の一から八四四の五まで、八四四の七、八四五の一、八四五の二、八四五の五から八四五の七まで、八四六の一、八四六の二、八四六の五、八四七の一から八四七の三まで、八四八の一から八四八の三まで、八四九、八五一の一、八五一の三、八五二の一、八五三の三、八五四、八五五、八五六の一、八五七、八五八の一から八五八の三まで、八五九の一から八五九の三まで、八六〇の一、八六〇の三、八六〇の五から八六〇の八まで、八六二の一、八六二の二、八六三の一から八六三の五まで、八六四の一、八六四の三から八六四の七まで、八六五、八六六、八六七の一、八六七の二、八六八の三から八六八の五まで、八六九の一から八六九の五まで、八六九三の一から八九三の三まで、八九四の一、八九六、八九七、八九九、九〇一から九〇五まで、九〇七、九〇八、九〇八の二、九一一、九一二、九一三、九一五、九一七から九二一まで、九二二の一、九二三、九二四、一〇四八の二、一〇四九、一〇五〇、一〇五一の一、一〇五一の二、一〇五二、一〇五三、一〇五三の二、一〇五三の三、一〇五四の一から一〇五四の三まで、一〇五五、一〇五五の二、一〇五六、一〇五七、一〇五七の二から一〇五七の四まで、一〇五八から一〇六〇まで、一〇六二、一〇六三、一〇六五、一〇六八、一〇六九の一、一〇七〇、一〇七一、一〇七三の一、一〇七三の三、字滝久保三二六、三二七、三二八の一、三二九から三三一まで、三三一の二、三三一の三、三三二、三三二の二、三三三から三三五まで、三三六の一から三三六の七まで、三三七から三四〇まで、三四〇の二から三四〇の三〇まで、三四一の一、三四二から三四四まで、三九八、四〇三、四〇三の二、四〇三の三、四〇四、四〇四の二から四〇四の六三まで、四〇四の六六、四一〇、四一三、四一三の二から四一三の四まで、四一三の六から四一三の一四まで、字葛籠五九七、五九八、五九八の二、五九八の三、六〇〇の一、六〇〇の二、六〇〇の三から六〇〇の一一まで、六〇四の一から六〇四の三まで、六〇六、六〇六の二、六〇七から六一〇まで、六一〇の二、六一一、六一三の一、六一三の二、六四八から六五〇まで、六五一の一、六五二の一、六五三、六五四、六五五の一、六五五の二、六五六の一、六五六の二、六五七、六五九の一、六五九の二、六六一、六六二、六六四、六六六、六六七、六六七の二から六六七の三七まで、六六七の四〇、六六七の四三から六六七の五四まで、八一二の二、八一二の二の二から八一二の二の一七まで、八一二の二の二四から八一二の二七まで、八一二の四、八一二の五、八一二の三二から八一二の四〇まで、八一二の四二から八一二の五一まで、八二四の二の一から八二四の二の四まで、八五〇、八五一の一、八五一の七、八五二、八五二の二、八五二の三、字広野一から八まで、九の一、一〇から三五まで、三六の一、三七、三八、足代字山分八三三、四五八九の一四四、四五八九の一四五、四五八九の一五二、四五八九の一五六、四五八九の八二二から四五八九の八三三まで、四五八九の八三四から四五八九の八三六まで、四五八九の八三八、四五八九の八三九の一、四五八九の八三九の二、四五八九の八四〇から四五八九の八四二まで、四五八九の八四四から四五八九の八五四まで、四五八九の八五六から四五八九の八八五まで、四五八九の八八七から四五八九の八九二まで、四五八九の八九四から四五八九の九一四まで、四五八九の九一六から四五八九の九二七まで、四五八九の九四一、四五八九の九四二、加茂七〇四三の一〇八三、七〇四三の一〇八四、七〇四三の一一五から七〇四三の一一三六まで、七〇四三の一一四八まで、七〇四三の一一五〇から七〇四三の一二〇五まで、七〇四三の一二〇七の一から七〇四三の一二〇八の三まで、七〇四三の一二〇八から七〇四三の一二一一まで、七〇四三の一二一四から七〇四三の一二二一まで、七〇四三の一二二二の三まで、七〇四三の一二二三から七〇四三の一二五〇まで、七〇四三の一二五一の一から七〇四三の一二五一の三まで、七〇四三の一二五二の一から七〇四三の一二五二の三まで、七〇四三の一二五三、七〇四三の一二五四、七〇四三の一二五五の一から七〇四三の一二五五の三まで、七〇四三の一二五六の二、七〇四三の一二五六の一、七〇四三の一二五六の二、七〇四三の一二六八の一から七〇四三の一二六八の三まで、七〇四三の一二六九の一から七〇四三の一二六九の三まで、七〇四三の一二七〇の一から七〇四三の一二七〇の三まで、七〇四三の一二七一の一から七〇四三の一二七一の三まで、七〇四三の一二七二の一から七〇四三の一二七二の三まで、七〇四三の一二七三の一から七〇四三の一二七三の三まで、七〇四三の一二七四の一から七〇四三の一二七五から七〇四三の一二八四まで、七〇四三の一二八五の一から七〇四三の一二八五の三まで、七〇四三の一二八六の一から七〇四三の一二八六の三まで、七〇四三の一二八八から七〇四三の一三三五まで、七〇四三の一三八〇から七〇四三の一三八三まで、七〇四三の一三八八、七〇四三の一三九二、七〇四三の一三九三の一から七〇四三の一三九三の三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）